

町では町民皆さんの暮らしをサポートするため、さまざまな助成制度を設けています。助成には条件などがありますので、詳しい内容は担当課へお問い合わせください。



ひとり親の方への助成制度

ご利用ください! 「みんなで応援券」

ひとり親家庭などを応援するために、「みんなで応援券」をお送りしました。愛川ブランド認定品と引き換えができますので、ぜひお早めにご利用ください。

◎**対象** ひとり親家庭などの医療証を持つ世帯。12月28日(火)までに新たに医療証を持った世帯も対象になります。

◎**引き換え品** 次のうちいずれか1品

●愛川清流米「愛ちゃん」(愛ちゃん米)(県東愛川農協)

●たまごとお菓子のセット(卵菓屋)

●ロース豚漬(中津ミート)

◎**引き換え方法** 県東愛川農協高峰支所・半原支所・グリーンセンターあいかわ、卵菓屋、中津ミートで品物と引き換えてください。

◎**引き換え期限**

令和4年1月31日(月)

☎**子育て支援課 子ども福祉班**(内線) 3365



高齢の方への助成制度

高齢者バス割引乗車券「かなちゃん手形」 1年券の購入費を一部助成

◎**対象** 昭和27年4月1日以前に生まれ、令和3年1月1日以前から町内にお住まいの、町税を完納している方

◎**対象の「かなちゃん手形」**

券種	神奈中での販売予定期間	有効期間
1年券	6月21日～8月31日	購入日～令和4年6月30日
	9月10日～11月30日	購入日～令和4年9月30日

◎**助成額** 購入費10,800円のうち5,400円を助成

◎**申請** 11月30日(火)までに、高齢介護課で申請手続きをしてください。

出張販売を行います

神奈川中央交通が町役場で出張販売を行います。本年度は上記の申請を事前に行った方のみが対象となります。助成の申請と手形販売を同時には行いませんので、ご注意ください。

◎**日** 6月23日(水)～25日(金)午前9時30分～午後3時 ◎**所** 文化会館3階大会議室 ◎**物** 自己負担金5,400円、1年以内に撮影した顔写真1枚(運転免許証サイズで、2.5cm四方の枠内に顔が収まっているもの)、年齢が分かる書類(健康保険証など)、助成券 ◎**他** 必ず対象者ご本人がお越しください。販売日時は指定制です。

☎**高齢介護課 長寿いきがい班**(内線) 3338

母子・父子家庭などのための給付と助成

母子・父子家庭等福祉手当

6月30日(水)までに、担当の民生委員児童委員を通して申請手続きをしてください。

◎**対象** 次の要件を全て満たす方

●配偶者と死別または婚姻を解消、あるいは配偶者の生死が明らかでない

●義務教育修了前(中学校卒業前)の児童・生徒と同居し扶養している

●4月1日現在、母子または父子として町内に1年以上在住している

●所得が一定限度額以下

※内縁の夫または妻がいるなど、事実上婚姻関係と同様の事情にある方は対象となりません。

※父母に代わり児童を養育している祖父または祖母も対象となります。

◎**給付額** 1世帯当たり年額10,000円。扶養する児童が2人以上いる場合、2人目以降は5,000円ずつ加算されます。

母子・父子家庭生活援助費

義務教育修了前の児童・生徒と同居かつ養育している方で、あいかわ福祉サービス協会のホームヘルプサービスを利用した方に、利用料金を助成します。

◎**助成額** 1時間当たり700円(1カ月当たり20時間、上限14,000円)

◎**申請方法** 利用を受けた月の翌月末までに、生活援助費助成請求書により請求してください。

☎**福祉支援課 地域福祉班**(内線) 3353

長寿夫妻へ、お祝いの品をお贈りします

結婚後50年または60年を迎えたご夫妻へ、お祝いの品(フラワーアレンジメント)をお贈りします。

◎**対象** 令和3年9月15日現在で、この日の6カ月以前から引き続き町に住民登録されている、次に該当する方

結婚後50年を迎えたご夫妻 昭和45年9月16日～昭和46年9月15日に結婚したご夫妻

結婚後60年を迎えたご夫妻 昭和35年9月16日～昭和36年9月15日に結婚したご夫妻

結婚後50年、60年を経過し、まだお祝いの品を受けていないご夫妻
※入籍日からの経過年数となります。

◎**申請方法** 次のものをお持ちの上、高齢介護課へ。

●申請書(高齢介護課にあります)

●戸籍謄本などの、結婚の日または同居の日が確認できる書類(町内に本籍がある方は不要)

◎**申請期限** 7月30日(金)

◎**贈呈時期** 敬老月間の9月中を予定

☎**高齢介護課 長寿いきがい班**(内線) 3338

ご利用ください！ 町の助成制度

住宅に関する助成制度

熊本地震を教訓に！ 耐震診断・耐震改修工事費用の一部を助成

昭和56年6月以前の旧耐震基準で建築された住宅は、熊本地震をはじめとした過去の大震災で大きな被害を受けました。

地震に強い安全なまちづくりのため、耐震診断や耐震改修工事のほか、危険ブロック塀の撤去または生け垣やフェンスに建て替える費用の一部を助成します。

耐震診断、耐震改修工事

◎対象 次の条件を全て満たす住宅

- 自己所有で自ら居住する住宅や、店舗・事務所などの併用住宅（賃貸住宅と、併用住宅を含む貸店舗は対象外ですが、「愛川町空き家バンク事業」の物件は対象となる場合があります）
- 昭和56年5月31日以前に在来工法で建てられた2階建て以下の木造住宅（昭和56年6月1日以降に延べ床面積の2分の1を超える増改築を行った住宅は対象外）
- 耐震診断への補助は、町に登録された耐震診断技術者が行った一般診断であること
- 耐震改修工事への補助は、耐震診断の結果、上部構造の総合評点が1.0未満となった住宅の工事であること

◎補助金額

耐震診断（一般診断） 費用の2分の1（上限40,000円）

耐震改修工事 費用の2分の1（上限500,000円）

◎申請方法 建築の際に建築確認を受けた書類・図面など、建築時期が分かるものをお持ちの上、都市施設課へ。これらの書類が見つからない場合でも、お気軽にご相談ください。

危険ブロック塀

◎対象 次の条件を全て満たすブロック塀

- 道路に面し、道路面からの高さが1メートル以上の、コンクリートブロック・パネル、石材で造られた塀、門柱
- 町が定めるブロック塀点検票により「危険ブロック塀等」と判定されたもの

◎補助金額

撤去の場合 費用の2分の1（上限100,000円）

撤去と設置の場合 費用の2分の1（上限200,000円）

◎申請方法 事前に現地で塀の点検を行いますので、都市施設課へご相談ください。

☎都市施設課 都市計画班 ☎（内線）3444



平成28年熊本地震で倒壊した建物とブロック塀

耐震・バリアフリー・省エネ改修をした 住宅の固定資産税を減額

自己負担額が50万円を超える、耐震・バリアフリー・省エネ改修工事を行った住宅が、次の要件を全て満たす場合に、翌年度の固定資産税を減額します。

申請をお考えの方は、必ず工事前にお問い合わせください。

◎申請期限 令和4年3月31日（木）

住宅耐震改修工事

居住部分（1戸当たり120㎡まで）にかかる固定資産税の2分の1を減額します（長期にわたり良好な住宅として、行政庁が認定する、認定長期優良住宅に該当することとなった場合は3分の2）。

- ①令和3年1月1日～12月31日に行われた改修工事
- ②現行の耐震基準に適合した改修工事
- ③昭和57年1月1日以前に完成していた住宅

バリアフリー改修工事

居住部分（1戸当たり100㎡分まで）にかかる固定資産税の3分の1を減額します。

- ①改修工事の完了時点で、新築日から10年以上経過している
- ②次のいずれかの方が居住している
 - 65歳以上の方
 - 要介護認定または要支援認定を受けている方
 - 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳を持つ方
- ③令和3年1月1日～12月31日に次のいずれかの工事が行われた
 - 廊下の拡幅
 - 引き戸への取り換え
 - 階段の勾配の緩和
 - 浴室の改良
 - 便所の改良
 - 手すりの取り付け
 - 床の段差の解消・床表面の滑り止め
- ④改修後の建物の床面積が50㎡以上280㎡以下（賃貸部分を除く）

省エネ改修工事

居住部分（1戸当たり120㎡分まで）にかかる固定資産税の3分の1を減額します（認定長期優良住宅に該当することとなった場合は3分の2）。

- ①平成20年1月1日以前に完成していた住宅
- ②令和3年1月1日～12月31日に次のいずれかの工事が行われた
 - 窓の断熱改修工事（二重サッシ化など）
 - 窓の断熱改修工事と併せて行った床・壁・天井の断熱改修工事
- ③工事により改修した箇所が、現行の省エネ基準に適合する
- ④改修後の建物の床面積が50㎡以上280㎡以下（賃貸部分を除く）

☎税務課 資産税班 ☎（内線）3280

